

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

株式会社安心確認検査機構

平成25年4月1日制定

平成26年4月1日改正

平成30年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程は、株式会社安心確認検査機構（以下「当機関」という。）が別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「規程」という。）に基づき、当機関が実施する技術的審査業務に係る料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

(審査料金の額)

第2条 審査料金の額は、申請1件につき、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の審査料金の額は、類似する住宅の技術的審査が一括又は効率的に実施できる場合等には、実費を勘案して減額することができる。

(審査料金の徴収)

第3条 審査料金は、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書の受理時に徴収する。

2 前項の審査料金の徴収時期は、依頼者との協議により、依頼の時期の異なる物件をまとめた一括納入等別の方法によることができる。

3 審査料金の徴収方法は、現金又は当機関の指定する金融機関口座振り込みのいずれかの方法による。ただし、当機関がやむを得ないと認めた場合には、別の徴収方法によることができる。

4 前項の審査料金の納入に要する費用は、依頼者の負担とする。

(適合証の再交付料金)

第4条 依頼者が適合証を紛失又はその他の理由により再交付を申請する場合には、再交付料金として1件当たり4,320円を徴収する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金（消費税を含む。）

1 申請当たり住戸数（n）	審査料金（円）
n = 1	31,880
n = 2 ~ 10	$41,140 + 6,170 \times n$
n = 11 ~ 25	$102,850 + 3,080 \times (n - 10)$

※ 26 戸以上の場合は、別途見積とする。

※ 計画の変更依頼の場合は、それぞれの金額の 2 分の 1 とする。（10 円未満切捨て）

※ 一戸建ての住宅及び住戸以外の審査料金については、準備中。